

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 垂水市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.5%
全職員	69.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.7%
本庁課長補佐相当職	96.9%
本庁係長相当職	93.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.4%
31～35年	95.0%
26～30年	91.0%
21～25年	90.9%
16～20年	93.3%
11～15年	102.6%
6～10年	98.1%
1～5年	101.0%

【説明欄】

- ① 「1. 全職員に係る情報」について、女性の62.8%はパートタイムの会計年度任用職員である。
- ② 扶養手当及び児童手当は世帯主となっている男性に支給する場合が多く、このことが男性の平均給与を引き上げる要因の1つとなっている。なお、扶養手当の受給者に占める男性の割合は令和7年3月時点で94.6%である。
- ③ 常勤職員については全体の女性の割合は21.9%であるが、近年、女性の新規採用者が増加し勤続年数が5年以下の職員に占める女性の割合は32.6%となっており、結果として全体のうち給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。